

浅間山登山道に係る規制緩和について

本日（令和元年 8 月 19 日午前 11 時）令和元年 8 月 7 日の浅間山小規模噴火により引き上げられていた噴火警戒レベルが引き下げられました。※気象庁発表

これに伴い小諸市では、「入山規制」から「火口周辺規制」に規制を緩和いたしました。

このことにより、浅間山登山コースは「賽の河原分岐」までは登山道に限り、立入り可能となりました。

※噴火警戒レベル 3（入山規制）：登山禁止（山頂火口から 4 km 以内）

〃 レベル 2（火口周辺規制）：火口周辺立入り禁止（山頂火口から概ね 2 km）

■登山道の図（マップ）は小諸市公式ホームページに掲載しております。

■問い合わせ先

小諸市役所 企画課 担当：柳澤、山本

TEL0267-22-1700（内線 2350） Eメール kikaku@city.komoro.nagano.jp